

評価項目		Q S T 自己評価の評定	委員評価		
				① 法人の自己評価・評定の妥当性に関するご意見 ② 顕著な成果（S 評定の場合は、特に顕著な成果）と認められる実績とその理由 ③ 法人の自己評価で高く評価されている事項のうち、顕著な成果（S 評定の場合は、特に顕著な成果）とは認められない実績とその理由 ④ 今後の課題・改善事項、その他のご意見	
記載例			S から D を記入ください	① (記載例) ②に記載のとおり顕著な成果を挙げており、自己評価は妥当。/③に記載のとおり、顕著な成果を挙げていると認めるには実績が不足している。 など ② (記載例) ○○については、△△という観点から重要な成果であり、年度計画の想定を大きく超えていることから顕著な成果と認められる。 など ③ (記載例) ○○については、年度計画に記載されている事項そのものであるため、顕著な成果とは認められない。 など ④ (記載例) ○○については、△△といったところが課題であり、今後改善されることが期待される。 など	
No.4 放射線影響・被ばく医療研究			A		① ② ③ ④
No.7 研究開発成果の普及活用、国際協力や産学官連携の推進及び公的研究機関として担うべき機能	原子力災害対策・放射線防護等における中核機関としての機能	総合評定 A	a	総合評定	① ② ③ ④
	福島復興再生への貢献		a		① ② ③ ④
	人材育成業務		a		① ② ③ ④

※評定は、「独立行政法人の評価に関する指針」(平成 26 年 9 月総務大臣決定)及び「文部科学省所管の独立行政法人の評価に関する基準」(平成27年6月30日文部科学大臣決定)に基づく。詳細は下記の通り。

【研究開発に係る事務及び事業( I )】

S: 国立研究開発法人の目的・業務、中長期目標等に照らし、法人の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、適正、効果的かつ効率的な業務運営の下で「研究開発成果の最大化」に向けて特に顕著な成果の創出や将来的な特別な成果の創出の期待等が認められる。

A: 国立研究開発法人の目的・業務、中長期目標等に照らし、法人の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、適正、効果的かつ効率的な業務運営の下で「研究開発成果の最大化」に向けて顕著な成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められる。

B: 国立研究開発法人の目的・業務、中長期目標等に照らし、法人の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、「研究開発成果の最大化」に向けて成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められ、着実な業務運営がなされている。

C: 国立研究開発法人の目的・業務、中長期目標等に照らし、法人の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、「研究開発成果の最大化」又は「適正、効果的かつ効率的な業務運営」に向けてより一層の工夫、改善等が期待される。

D: 国立研究開発法人の目的・業務、中長期目標等に照らし、法人の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、「研究開発成果の最大化」又は「適正、効果的かつ効率的な業務運営」に向けて抜本的な見直しを含め特段の工夫、改善等が求められる。